- 一 被告らは原告に対し、各自金一〇万円及びこれに対する被告 a は昭和六一年三月一四日から、被告 b は同年二月二五日から各支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 二 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は、これを五分し、その四を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 四 この判決は、原告の勝訴部分に限り仮に執行することができる。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- 1 被告らは原告に対し、各自金五〇万円及びこれに対する被告 a は昭和六一年三月一四日から、被告 b は同年二月二五日から各支払ずみまで年五分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言
- ニ 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決

第二 当事者の主張

ー 請求の原因

1 当事者

原告及び被告らは、昭和六〇年七月当時いずれも日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)の職員であり、原告は国鉄九州総局鹿児島自動車営業所(以下「鹿児島営業所」という。)の運輸管理係、被告aは同営業所所長、被告bは同営業所助役であった。また原告は国鉄労働組合(以下「国労」という。)の門司地方本部中央支部自動車分会鹿児島地区協議会議長であつた。

2 被告らの不法行為 (一)被告らは、共同し

- 料水を渡そうとして被告aから叱責されるなどのこともあつた。 (三)ところで、被告らが原告に対し本件業務命令を発するに至つた理由は、七月二三日国労の組合員バッチ(一センチ四方)を着用したまま点呼執行業務を行おうとした原告に対し、被告aが右バッチを外すように命じ(以下「離脱命令」という。)たのに、原告が従わなかつたことにあり、その後も前記の各点呼執行業務が予定された日に原告が組合員バッチを着用したままであつたことによるものである。

(四)ところで、使用者が労働者に対して種々の業務命令を発するのは労働契約に その根拠を有し、それ故、使用者が発することのできる業務命令は労働契約に定め られた範囲のものに限られるものであるところ、原告の労働契約上の業務は運輸管 理業務であり、降灰除去作業は労働契約上原告の業務ではない。それ故、被告らの 業務命令は何ら根拠のない違法なものであることは明らかである。

また、被告らが本件業務命令を発したのは右(三)に記載のとおり、原告が組合員バツチの離脱命令に従わなかつたことによるのであるが、組合員バツチは国労の組合員が日常着用しているものであつて、その着用が原告はじめ職員の業務の執行に何らかの支障を及ぼすようなものではないのであつて、国労バッチは昭和四一年に制定されて以来同四四年から四六年にかけての時期にその着用の是非が労使間問題とされたことはあつたが、その後は問題とされることはなく、ましてその着用が禁止されたり、着用者に対して離脱命令が発せられたりしたこともなかつたのも当が禁止されたり、着用者に対して離脱命令が発せられたりしたこともなかつたのも当なかり、原告は組合員として、また組合幹部としての立場上からも右離脱命令に従わなかつたのは当然である。

(五)以上のとおり、被告らの本件業務命令はそれ自体としても労働契約に根拠を もたない違法なものであるが、その内容もまた前記(二)のとおりの苛酷な降灰除 去作業であり、同作業は憲法一八条の禁ずる「苦役」であつて、また本件業務命令 が発せられた理由とされる離脱命やも何ら合理的なものではないのである。

仮に、本件離脱命令が合理的根拠を有するとしても、原告はそれに従わなかつたことについて点呼執行業務を外されたほか懲戒処分をうけているのであり、また、原告を点呼執行業務から外しても、原告は他に運輸管理係としてなすべき業務があるのであるから、ことさら降灰除去作業を命じる必要もないのである。それにもかかわらず被告らが原告に降灰除去作業を命じたのは、離脱命令に従わない原告に対して懲罰的な報復を加えて、他の組合員に対するみせしめとするためであると言うべきである。

したがつて、被告らの本件業務命令が不法行為を形成することは明らかである。

3 損害

[¯]被告らの本件不法行為により原告のうけた精神的苦痛について被告らが賠償すべ き金額は五○万円をもつて相当とする。

4 結論

よって、原告は被告らに対し、各自五〇万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である被告aは昭和六一年三月一四日から、被告bは同年二月二五日から支払ずみまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

二 請求原因に対する被告らの答弁と主張

(答弁)

- 1 請求原因1のうち、原告が当時国労門司地方本部中央支部自動車分会鹿児島地 区協議会議長であつたことは知らないが、その余の事実は認める。 2 同2のうち、
- (一)については、被告 a が原告に降灰除去作業をさせたことは認めるが、昭和六〇年八月二二日は否認する。

(二)については、原告がどのようにして降灰除去作業を行つたかは知らない。原 告の作業中見張りを付けたこと、ハンドマイクで怒鳴つたこと、休憩をとることを 許さなかつたことは否認する。

降灰除去作業の具体的方法については原告の自由意思に任せていたのであつて、被告らが原告の作業状況をみたのは、被告aが八月六日の午後構内巡視の際に一度、被告bが七月二三日午後二時ころに一度の二回のみであり、被告bがみたとき原告は営業所通用門の階段にだらしなく腰掛けていたので、同被告は原告に対し、「だらしない格好をしていたら部外の人に見苦しいですよ。」と注意した程度である。原告はなかなか仕事にかかろうとせず、作業態度は緩慢であり、苦役などと主張することは失当である。

(三) の事実は認める(但し、そのとき問題となつたバツチは夏季用のもので縦約 二六ミリメートル、横約二八ミリメートルの大きさのものであつた。)。

ーハミリケードル、関門ーハミリケードルの人さらのものであった。)。 (四)及び(五)のうち、降灰除去作業が原告の業務でないとの主張は否認し、その余の事実は知らない。本件離脱命令及び業務命令には合理的根拠がないとの主張は争う。

3 同3の事実は否認する。

(主張)

本件業務命令の正当性について

1 降灰除去作業の必要性

使用者が労働者に対して職場環境整備のための業務を命じうることは当然であり、降灰除去作業は鹿児島地方独特のものであつて、営業所構内の降灰を放置しておくと、部品解体中部品に灰が付着してバスの整備に弊害が生じ、また、バスの冷房コンデンサーに灰が付着すると冷房効果が低下し乗客に快適な輸送サービスを提供することにも支障が生ずる。加えて晴天の日には風やバスの移動により構内の灰が飛散して周辺住民から苦情がくるばかりでなく、職員の健康管理の面でも問題が生じるものである。以上のとおり降灰除去作業は業務上必要な作業であつて、労働契約と無縁のものではない。

2 本件業務命令に至る経緯
(一) 国鉄は、昭和三九年以来毎年赤字額が累積し、経営状態が危機的状況に陥れため、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法が制定され、昭和六〇年度までには織の全力を挙げて経営の健全性を確保するための基盤を確立することが義務場れていた。一方同五七年以降国鉄の職場におけるヤミ手とない指導をされて運輸大臣から職場の規律が指示がよるにといるといる。中人には大きないの結果、職場規律の確立もまた重要なとが指されたため、国鉄にとつて職場規律の確立もまた重要なが指されたため、と一会議によるとが、同大〇年の営業が、同大〇年の営業が、同大〇年の営業が、同大〇年の営業が、同大〇年の営業が、同大〇年の関連部といる。との法とに対して、自動車部長は各営業所長に対し、同大〇年ではまず動局によるに対して、自動車部長は各営業所をとなり、同大〇年ではまず、と一会議であるが、は、日本のでのである。

(三)以上のとおり、当時国鉄がおかれていた状況、ことに職場規律の確立が内外で強く要請されていた時期であることに照らしても、被告らが職員に対して終合員バッチの離脱命令を発したこと、それに従わない原告に対して本件業務命令を発した経緯には合理的理由がある。ことに原告は補助運行管理者に指定されて点呼執行をする立場にあり、管理者に準ずる地位にあつたものであるから、一般職員に比してより厳しい規律を求められてしかるべきであつて、被告らの本件業務命令が不法行為にあたらないことは明らかである。

仮に、本件業務命令が合理的理由を欠くとしても、被告らは上部機関である自動車部から直接の指示を受けて本件業務命令を発したものであり、被告らがその責を 負う筋合ではない。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 原告及び被告らが本件当時いずれも国鉄職員であり、被告aは鹿児島営業所所長、同bは同営業所助役、原告は同営業所運輸管理係であつたことは当事者間に争いがなく、原告本人尋問の結果によれば、当時原告は国労の組合員であり、国労門司地方本部中央支部自動車分会鹿児島地区協議会議長であつたことが認められる。 二 被告aが昭和六〇年七月の二三日、二四日、八月の五日、六日、一六日、一七日、二三日、二九日及び三〇日の九日間、原告を点呼執行業務から外し、鹿児島営 業所構内の降灰除去作業を命じ、これを行わせたことは当事者間に争いがなく、原告本人尋問の結果によれば、八月二二日も右同様にして被告aが原告に降灰除去作業を行わせたことが認められ、右認定に反する被告a本人尋問の結果は採用しない。

また、被告a及び同bの各本人尋問の結果並びに弁論の全趣旨によると被告bは、原告の降灰除去作業を督励するなどして被告aに同調していたことが認められ、右認定に反する証拠はない。右認定の事実によると被告bは被告aと共同して原告に本件降灰除去作業を行わせたものと認めるのが相当である。 三 本件業務命令の違法性について

1 使用者が労働者に対し労働契約に基づき命じうる業務命令の内容は、労働契約 上明記された本来的業務ばかりでなく、労働者の労務の提供が円滑かつ効率的に行われるために必要な付随的業務をも含むことは言うまでもない。しかしながら、そのような業務であつても、使用者はこれを無制限に労働者に命じうるものではなく、労働者の人格、権利を不当に侵害することのない合理的と認められる範囲のものでなければならないものというべきである。そして、その合理性の判断については、業務の内容、必要性の程度、それによつて労働者が蒙る不利益の程度などとともに、その業務命令が発せられた目的、経緯なども総合的に考慮して決せられる必要があるものと解される。

そこで、先づ本件業務命令が発せられるに至つた経緯及び命じられた降灰除去作業の状況について検討することとする。

2 被告aが原告に対し本件業務命令を発した理由は、被告aが七月二三日組合員 バツチを着用したまま点呼執行業務を行おうとした原告に対し、離脱命令を発し、 原告がこれに従わなかつたからであつて、それ以後の業務命令についても同様の経 緯であつたことは当事者間に争いがない。

3 次に、本件降灰除去作業の状況についてみると、降灰除去作業とは、桜島の噴火活動によつて上空に吹き上げられ、東風にのり鹿児島市内に飛来して降り積つた火山灰を除去する清掃作業であるが、火山灰は砂状の細い熔岩の砕片であつて、これを除去するため、箒などで灰を一個所に掃き集めようとすると、灰が舞い上り、灰を浴びながら作業せざるを得ず、舞い上つた灰が目に入り鼻孔から口腔内に吸引され、ときによつては目や鼻に炎症をおこすこともあるため、同作業はかなりの不快感と肉体的苦痛を伴うものであることは公知の事実である。

もつとも、被告らは作業中原告を見張つたことはないと主張し、被告 a は右主張にそう供述をするが、証人 e の証言によれば、原告の降灰除去作業の状況は被告 a から自動車部の e 課長に報告されていることが認められ、また右証言及び被告ら各本人尋問の結果によれば、当時自動車部及び鹿児島営業所では離脱命令に従わない原告の動静は最も関心を持たれていた事柄であつたと認められ、右各事実を勘案すると、被告らはじめ管理者が直接、間接に原告の作業状況を監視していたことが窺われ、右被告 a 本人尋問の結果はにわかに採用しえない。

4 以上の各事実に照らして本件業務命令が正当なものとして許される範囲にあつたか否かについて検討する。

(一) 先ず、被告aが原告に対し、組合員バツチの離脱命令を発したことの当否について検討すると、組合員バツチはその着用者が組合員であることを表示するとともに、その着用によつて着用者に組合に対する帰属意識を持たせ、ひいては組合の団結心を高める心理的作用を営むものと認められるところ、団結権を保障された労

働組合にとつて、組合員の団結心を高めて組織の維持強化をはかることは重要な意味を持つものであるから、使用者としてもみだりにその着用を禁止したり、着用者に対して離脱命令を発することは許されないと解されるが、一方、国鉄職員は国家公務員法の適用を受けないものの、公務員とみなされ(日本国有鉄道法三四条)、使用者たる国民に対してその勤務時間中は職務に専念すべき義務があり(同法三二条二項)、その肉体的、精神的活動を職務の遂行にのみ集中しなければならないものであるから、組合員バツチの着用が右職務専念義務に反するものである場合は、使用者としても、組合員に対して勤務中はバツチを外すべきことを命じうるものと解すべきである。

これを本件についてみると、国労の夏季用組合員バッチであることに争いのない 乙第三九号証、弁論の全趣旨により被告ら主張の日に被告ら主張の対象を撮影した 写真であると認められる乙第五一号証の一ないし四、証人eの証言及び被告a和五 母問の結果によれば、本件において原告が着用していた組合員バッチは、昭和されて 年夏から使用され始めた縦約二六ミリメートル、横約二八ミリメートルの大ルの 大いわゆる夏季用国労バッチ(布製)であつて、その表面は黒地に金色のレールの クをあしらい金色でNRUとローマ字が表示されているものであることに であることを表示しているものであるとがであって、他に行らかの までは着用者が組合員であることを表示しているのみであって、具体的な主義 手は着用者が組合員であることを表示している点において、具体的な主義 を表示しているものではなく、その点において、具体的な主義を がれて、表示するワッペンや人目を引き業務の円滑な遂行に支障をきたす。 を表示するワッペンや人目を引き業務の円滑な遂行に支障をきたす。 を表示するアッペンや人目を引き業務の円滑な遂行に支障をきたする。

腕に大きないる。 一名のようない。 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のより、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のように、 一名のより、 一名のより、 一名のように、 一名ののよりに、 一名のないと、 一名のない、 一

そうすると、結局、被告らが原告に対して組合員バッチの離脱命令を発したことには合理的理由があると言うべきである。

(二) そこで、すすんで被告 a が命じた本件降灰除去作業の当否について検討すると、火山灰はこれを放置しておくと被告ら主張のとおりの種々の弊害が生じて業務の遂行に障害が生じることについては原告もこれを争わないところである。そうすると、降灰除去作業は職場の環境を整備して、労務の提供の円滑化、効率化をはかるために必要なものであるから労働者にとつて労務契約上の付随的業務であると認められ、これを否定する原告の主張は採用できない。

しかしながら降灰除去作業は、前記のとおり、それ自体かなりの肉体的苦痛を伴うものであるから、使用者が付随的業務としてこれを労働者に命ずるについては、その作業量、作業時間、作業人員、作業方法などを考慮して、作業がいたずらに苛酷なものにわたらないようにすべきであつて、このような考慮を欠いて、何ら合理的理由もなしにいたずらに苛酷な作業を行わせたり、懲罰、報復等の不当な目的で行わせたりすれば、それは業務命令権行使の濫用として違法なものとなると言わなければならない。

これ〇〇、に見ると、前記のという。 について見ると、前記のという。 について見ると、前記のという。 について見ると、前記のという。 についてもいった。 についてもいった。 についてもいった。 についてもいった。 についてもいった。 においれた。 においれていいでは、 においれていいでは、 においれていいでは、 においないでは、 にはいれていいでは、 にはいれていいでは、 にはいれていいでは、 にはいれていいでは、 にはいれないでは、 にはいれないで、 にはいないで、 にはいるのでは、 にはいるのに、 にはいいとでいるのは、 にはいるのに、 にはいるののに、 にはいるのに、 にはいるのにはいるのに、 にはいるのに、 にはいるのにはいるのに、 にはいるのに、 には

もつとも、被告らの原告に対する組合員バツチの離脱命令には前示のとおり合理 的理由が認められ、それに従わなかつた原告には職務専念義務に反する違法が認め られるのであるが、その違法性の程度はさほど大きいものではなく、また、労働者 の違法行為については他に労務契約上定められた懲戒の手段によるべきであつて、 本件のようにかなりの肉体的、精神的苦痛を伴う作業を懲罰的に行わせるというの は業務命令権行使の濫用であつて、違法であり、不法行為を成立せしめるものであ る。

被告らは、本件業務命令は自動車部の指示に基づき発したものであるから、被告らには責任がない旨主張するが、自動車部の指示の有無が被告らの不法行為責任に消長をきたすものではないことは明らかである。 四 損害

ー 被告らの本件不法行為によつて原告のうけた精神的肉体的苦痛を慰謝するには、 一〇万円をもつて相当とするものと判断する。

五 結論 よつて、被告らは原告に対し各自(不真正連帯)一〇万円及びこれに対するいずれも訴状送達の日の翌日である被告 a については昭和六一年三月一四日から、被告りについては同年二月二五日から各支払ずみまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求めることができるから、原告の被告らに対する本件各請求は右の限度で正当として認容し、その余は失当として棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民訴法八九条、

九二条、九三条を、仮執行の宜言につき同法一九六条をそれぞれ適用して、主文の とおり判決する。

(裁判官 下村浩藏 岸和田羊一 坂梨喬)